

# 国民健康保険税の納税通知書を送ります

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月分）の国民健康保険税の納税通知書を、世帯主宛てに6月中旬に送ります。

※後期高齢者医療の保険料納入通知書は7月中旬に送ります。

## 納税義務者

世帯主

※世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、世帯員に国民健康保険の加入者がいる場合、国民健康保険税の納税義務者となります。

## 納税の方法

国民健康保険税は、普通徴収（納付書または口座振替）もしくは特別徴収（年金天引き）により納付します。

## 特別徴収の対象となるのは

次の全てに当てはまる世帯主です。

◆世帯主の介護保険料が特別徴収されている

◆世帯主が国民健康保険加入者

◆世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上

◆特別徴収の対象となる年金が原則として年額18万円以上あり、介護

保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1以下

## 特別徴収とならない場合

◆令和7年度中に世帯主が75歳になる



封筒見本

## 納税の時期

普通徴収（納付書・口座振替）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期 ○	第2期 ○	第3期 ○	第4期 ○	第5期 ○	第6期 ○	第7期 ○	第8期 ○	第9期 ○	第10期 ○

特別徴収（年金からの天引き：仮徴収3回、本徴収3回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○ 仮徴収	-	○ 仮徴収	-	○ 仮徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-

※仮徴収額は前年度の2月と同額です。本徴収額は、6月に確定する年税額から仮徴収額を差し引いた額です。

※特別徴収の対象でも普通徴収へ切り替わることがあります。（年度の途中で国保加入者に異動があった場合など）

※特別徴収を希望しない場合は、口座振替で納めることもできます。（早めに手続きしてください。）

今年度から新たに特別徴収となる人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期 ○	第2期 ○	第3期 ○	第4期 ○	-	-	-	-	-	-
特別徴収	-	-	-	-	-	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-

※普通徴収により第4期まで納付（令和7年6月～9月）

※特別徴収により第5期から第10期分を納付（令和7年10月～令和8年2月）